

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の第二期中期目標期間積立金繰越の承認について

1 承認申請額

171,705,679 円

(内訳)

- 当期（平成 28 年度）総利益のうち、次期中期目標の達成のため繰り越しが必要なもの（経営努力による剰余金）
 - ・ 自己収入から生じた利益の額 93,216,932 円
 - ・ 運営費交付金債務を収益化した臨時利益の額 227,000 円
- 会計上の剰余金として繰越が必要なもの 78,261,747 円

2 積立金繰越承認の基本的考え方

「地方独立行政法人法第 40 条第 4 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- (1) 自己収入により生じた利益の額
- (2) 運営費交付金債務を収益化した臨時利益の額
- (3) 会計上の剰余金として繰越が必要なもの

3 平成 28 年度の利益に係る経営努力認定について

<経営努力認定の考え方>

当該年度における業務実績評価の評価項目数の 80%以上が B 以上の評価で以下のいずれかの要件を充たす場合に経営努力と考える。

- ① 運営費交付金、国等からの補助金以外の収益から生じた利益であること
(会計基準 71 参考 4(1))
- ② 本来行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少したことによって生じた利益であること
(会計基準 71 参考 4(2))
- ③ その他法人が経営努力によることを立証した収益であること
(会計基準 71 参考 4(3))

上記の考え方に基づき、法人から申請のあった「経営努力に生じた利益の額（93,443,932 円）」について確認すると、

平成 28 年度の業務実績評価の 19 項目中、B 以上の項目が 19 項目で 100%であり、80%以上となっていることから、法人から申請のあった「経営努力により生じた利益の額（93,443,932 円）」は、認定すべきと考える。

4 第二期中期目標期間積立金繰越の承認について

法人からの申請額は、上記の繰越承認の考え方に合致したものとなっていることから、法人の申請どおり承認すべきと考える。